

■ 障害者雇用促進法等の改正

- ・雇用の質の向上に向けた事業主の責務の明確化（R5.4～）
- ・雇用施策と福祉施策の更なる連携強化
障害福祉サービスで創設される就労選択支援のアセスメント結果も参考にしたハローワークでの職業指導（公布後3年以内）
JEED（高齢・障害・求職者雇用支援機構）の業務における研修実施の明確化（R5.4～）
- ・障害者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進
特に短い労働時間（週所定労働時間10～20時間未満）で働く精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者の実雇用率への算定（R6.4～）
- ・障害者雇用の質の向上
企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置の強化（R6.4～）
- ・その他
在宅就業障害者支援制度の登録要件の緩和（R5.4～）
有限責任事業協同組合（LLP）の事業協同組合等算定特例の対象への追加等（R5.4～）

■ 障害者雇用率の見直し（R6.4～、R8.7～）、除外率の引下げ（R7.4～）

■ 週所定労働時間20～30時間未満の精神障害者の算定特例の延長等（R5.4～）

短時間労働者（週所定労働時間10時間以上20時間未満）に対する 実雇用率算定等（令和6年4月～）

週所定労働時間が特に短い（大臣告示で10時間以上20時間未満と規定予定）精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、特例的な取扱いとして、事業主が雇用した場合に、雇用率において算定できるようにする。

雇用率制度における算定方法（赤枠が措置予定の内容）

<新たに対象となる障害者の範囲>

週所定労働時間が特に短い（週10時間以上20時間未満と規定予定）
精神障害者、重度身体障害者、
重度知的障害者

週所定労働時間	30H以上	20H以上30H未満	10H以上20H未満
身体障害者	1	0.5	—
重度	2	1	0.5
知的障害者	1	0.5	—
重度	2	1	0.5
精神障害者	1	0.5 ※	0.5

※一定の要件を満たす場合は、0.5ではなく1カウントとする措置が令和4年度末までとされているが省令改正を行い延長予定。

令和5年度からの障害者雇用率の設定等について

- 障害者雇用促進法（43条2項）に基づき、労働者（失業者を含む）に対する対象障害者である労働者（失業者を含む）の割合を基準とし、少なくとも5年毎に、その割合の推移を勘案して設定することとされている。
- 現行の雇用率は、平成30年4月からの雇用率として設定されており、令和5年度からの雇用率を設定する必要。

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）抄

第43条 略

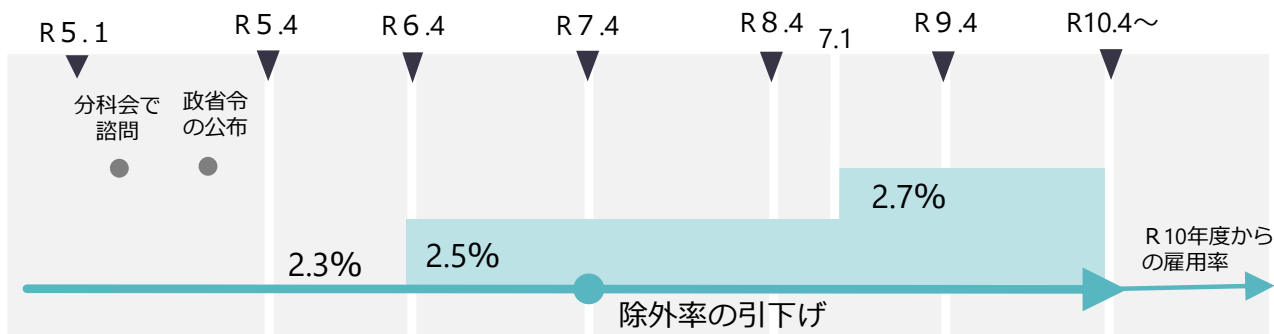
2 前項の障害者雇用率は、労働者（労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、安定した職業に就くことができない状態にある者を含む。第五十四条第三項において同じ。）の総数に対する対象障害者である労働者（労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、安定した職業に就くことができない状態にある対象障害者を含む。第五十四条第三項において同じ。）の総数の割合を基準として設定するものとし、少なくとも五年ごとに、当該割合の推移を勘案して政令で定める。

1. 新たな雇用率の設定について

- 令和5年度からの障害者雇用率：2.7%（現行2.3%）
ただし、計画的な雇い入れができるよう、令和6年4月から2.5%、令和8年7月から2.7%と段階的に引き上げ。
- 国及び地方公共団体等：3.0%（教育委員会は2.9%）。段階的な引上げに係る対応は民間事業主と同様。
※ 現行：2.6%（教育委員会は2.5%）

2. 除外率の引下げ時期について

- 除外率を10ポイント引き下げる時期：令和7年4月



※ 改正障害者雇用促進法により、令和6年度から、職場定着等の取組に対する助成措置が強化されるほか、特に短い時間（週所定労働時間10時間以上20時間未満）で働く労働者の実雇用率における算定が可能となる。

除外率設定業種及び除外率（令和7年4月～）

除外率設定業種	除外率
・ 非鉄金属第一次製錬・精製業 ・ 貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く。）	5 %
・ 建設業 ・ 鉄鋼業 ・ 道路貨物運送業 ・ 郵便業（信書便事業を含む。）	10 %
・ 港湾運送業 ・ 警備業	15 %
・ 鉄道業 ・ 医療業 ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ 高等教育機関	20 %
・ 林業（狩猟業を除く。）	25 %
・ 金属鉱業 ・ 児童福祉事業	30 %
・ 特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）	35 %
・ 石炭・亜炭鉱業	40 %
・ 道路旅客運送業 ・ 小学校	45 %
・ 幼稚園 ・ 幼保連携型認定こども園	50 %
・ 船員等による船舶運航等の事業	70 %